

# 日火連短信

令和 2 年 1 0 月 2 6 日 第 1 4 8 号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp  
info@nikkaren.jp

経済産業省より、危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について指導徹底の要請がありました。会員各位への周知をお願い致します。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

見上会長 殿

平素より、大変お世話になっております。

経済産業省鉦山・火薬類監理官付の菅野でございます。

火薬類保安行政につきまして、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も別添のとおり、令和2年度の危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について警察庁より協力依頼が参りました。

つきまして、貴団体におかれましては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いいたします。

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

## 1. 実施期間

令和2年11月1日（日）から同年11月30日（月）までの1か月間

## 2. 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

## 3. 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

経済産業省

産業保安グループ鉦山・火薬類監理官付

火薬係 菅野 友遥（かんの ともはる）